

第6回練馬区次世代育成支援推進協議会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 11 月 14 日（月）午後 6 時 30 分から
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 出席委員 広岡座長、大木副座長、市川委員、鈴木委員、関口委員、竹川委員
長岡委員、市川委員、木内委員、清水委員、戸田委員、平野委員、
内田委員、坂口委員、高橋委員、田中委員、土田委員、水越委員、
（順不同）
（事務局）児童青少年部長、子育て支援課長、子育て支援課職員
- 4 傍 聴 者 0 人
- 5 議 題 (1) 報告事項
(2) 次世代育成支援推進協議会での意見のまとめについて
(3) 次回の予定について
(4) その他
- 6 配布資料 (1) 会議の進め方について（第 1 回会議資料） 資料 1
(2) 練馬区次世代支援推進協議会（22・23 年度期）での
意見の体系別分類 資料 2
(3) 練馬区次世代育成支援推進協議会での意見のまとめ
（たたき台）資料 3

所管課 練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課庶務係

電話 3 9 9 3 - 1 1 1 1 内線 8 0 1 1

E-mail kosodate01@city.nerima.tokyo.jp

(会議の概要)

座 長

それでは、定刻になりましたので、第6回次世代育成支援推進協議会を開催します。
では、今日の次第に従いまして、会を進行します。事務局から報告事項です。

事務局

前回、第5回協議会会議において、質問をいただいております。その回答についてご報告いたします。

一点目は、だれでもトイレ整備の進め方についてです。優先順位の決め方と八丁堀児童公園の整備時期についての質問でした。優先順位の決め方といたしましては、施設や公園等の新設のとき、または大規模改修のときなどに合わせて整備を進めています。

そして、八丁堀児童公園の整備時期につきましては、この公園は昭和59年に整備した公園なのですが、当面改修予定はないということです。

二点目は、東京メトロの小竹向原駅のエレベータの設置についてです。

地元でいろいろと陳情などの手続を取っている中、東京メトロに要望を行ったときに、練馬区からエレベータ設置についての協議は行われていないという内容だったのですが、どうだったのですかという質問をいただきました。

小竹向原駅のこのエレベータ設置につきましては、練馬区長から平成16年2月、平成19年12月に、東京地下鉄株式会社の代表取締役あてに要望書を出しています。

また、担当の交通企画課としましても、東京地下鉄株式会社へ出向いて、今年度の小竹向原駅へのエレベータ設置について打ち合わせを行っているということでした。

三点目は、中学校卒業後の障害児に対する支援が薄く、思春期にも入るということで、お母様が非常に悩まれるという話を聞いたのだが、どのような状況なのかというご質問でした。

これは、中学校卒業以降の進路になりますので、東京都に問い合わせをし、東京都特別支援教育推進計画に基づいた確認をいたしました。

中学校卒業の後、それぞれの障害の種類に対応して、都立の特別支援学校の高等部に進学しています。都立知的障害特別支援学校の高等部への進学者は増加の傾向

にあります。それは、特別支援教育への理解の進展や、高等部の職業学科が設置され職業教育や就労支援への期待があるようです。

特に、発達障害のお子さんに関しては、都立高等学校、昼・夜間定時制高等学校等には、発達障害の生徒が相当程度在籍しているということが、東京都と当該学校との情報交換から推測されているということです。東京都としては、都立高等学校などにおける特別支援教育推進体制の充実が課題だと位置づけております。そのため、東京都においては、まず都立高等学校に特別支援教育コーディネーターの指名ということで、教職員のうちどなたかを特別支援教育コーディネーターに指名することと、育成するということについて、平成20年で実施しており、引き続き育成は続くそうです。

現在、都立学校などに在籍している発達障害を含む障害のある生徒の指導内容、方法の充実のために、地域で、都立知的障害特別支援学校による都立高等学校への支援のために、知的障害特別支援学校が地域のセンターとして都立高校への支援をするということが決まっています。

また、東京都教育相談センターで障害の児童に対して、発達障害などによる集団への不適応や、学業不振などのための電話相談や来所相談などを実施しています。

また、区では、中学校を卒業して高等学校に行けなかったお子さんは、児童デイサービスとか、また、これは高校を卒業してからですけれども、福祉園とか、福祉作業所に通っていただいている状況です。

四点目が、第三者評価を実施する事業と、公開の対象になっていきますかというご質問をいただいております。ホームページの公開について、存じ上げないとお返事をしておりまして、その後確認をいたしました。

まず第三者評価の事業ということですが、これは福祉サービスということで、具体的には区におきましては、保育園、居宅介護、児童デイサービスなど、種々にわたって実施しております。評価結果につきましては、当該の例えば区立保育園の結果について、冊子化して各園で閲覧するほか、東京都が設けております「東京福祉ナビゲーション」に、第三者評価の結果がホームページで公開をされております。以上、ご報告します。

座 長

引き続き、配付資料の説明をお願いします。

事務局

本日は、お手元に資料1、2、3を配布させていただきました。

資料1につきましては、この協議会22年、23年度期ということになり、最初第一回目の会議におきまして、この会議の進め方についてお諮りし、ご了承した内容をもう一度こちらにお示しいたしました。特に1番の意見のまとめ方ということに入っておりますので、意見の集約についてという内容をもう一度ご確認をいただきたいと思っております。この協議会の所掌事項は、行動計画の推進について意見をまとめ、区長に提出するということになっております。会として意見がまとまらない場合は、意見を併記することとしますという内容になっております。ご確認いただきたいと思っております。

続きまして、資料2でございます。これは開催通知とともにお送りしたものと異なり、通し番号をふらせていただきました。なお、注意書きにもございますが、第1回から第5回までの協議会の議事録などから、皆様方の意見を拾っているということと、担当課はそれに関しましてのお答えできることを書きこんであります。

資料3でございます。資料2で協議会での意見というふうにかかれたものだけを抜書きしまして、本協議会での意見のまとめのたたき台とさせていただきます。計画の基本目標・施策というような、項目ごとに出ましたご意見などをこちらに転記しています。かぎ括弧のつきました番号が、この資料2でつけました通し番号と同じもので、ご意見を指摘されたり、表現するときはこの番号を使っていただければと思っております。

本日は、主に資料3をお使いいただきながらご協議いただければと思っております。資料の説明は以上でございます。

座長

今の説明にありましたけれども、この資料3、表題が、練馬区次世代育成支援推進協議会での意見のまとめ（たたき台）というので、たたき台を出していただきました。これに基づいて、お目通しいただきながら、自分はこんなことを言っていないのだけれどもとか、これは趣旨が間違っているのではないかというようなことがありましたら、そのあたりの文章を修正していかなければいけませんし、またさまざまな文章があると思っておりますので、とりあえずこのたたき台を材料にして、検討を進めていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(は い)

座長

また、一番最初の申し合わせのときに、意見が一致しなかった場合には、両論併記でいくという約束になっているかと思います。それは出てきたら具体的にまた考えないといけないことになるかもしれませんが、とりあえず意見の集約をまずやってみて、まとまらないということであれば、その点については、両論併記でいくということで行きたいと思っています。その約束でよろしゅうございますか。

(は い)

座長

それでは、そのように進めていきたいと思っています。

これは全部で7ページあるのですけれども、基本目標Ⅰが3ページ分になります。1ページの基本施策1、基本施策3、2ページちょっとにまたがりますけれども、まずそこをお目通しいただいて、ご発言をちょうだいしたいと思います。そんなふうに、何ページかずつでまとめて、幾つかに分けて、議論を進めていくということで行きたいと思っています。よろしいですか。

(は い)

座長

それでは少しお目通しいただいて、どこからでも結構ですので、気がついたところがおありでしたらば、その場でご発言をお願いいたします。遠慮なくご発言ください。

委員

3ページですけれども、ここの基本施策6のところ、上の方、<23>のところの文章が、質問事項がきているような、この辺はご意見というよりも。どういうふうに直したらいいのか。ご意見の項目なので、ご意見に直していただいた方がいいのかなと思います。ただ質問で終わってしまっているのです。

座長

そうですね、文章を少し修正した方がいいかなと思うのは何か所かあるのですけれども。

事務局

その場合に、例えば、今の<23>のように、一行目の「子どもたちとのすみ分け

をどうするか。」という表記ですけれども、議事録から拾ったままの表現になっています。例えば、「すみ分けをする必要がある」というようなふうに書きかえをすることができると思っております。また、ご意見があれば修正をさせていただきます。

座長

文章としては、体言どめになっていたり、かなり読みやすくなっているのですが、こういうのでいいかどうか。<23>番のご発言をされた委員はご出席でしょうか。あるいは、覚えていらっしゃいますでしょうか。

<21>なども、意見というよりも感想みたいになってしまっていますけれども、どういたしましょうか。

事務局

<23>番で言いますと、今後の学童保育とひろば事業を将来的に統合していくのが望ましいと言っているのか、統合してしまうとまずいと言っているのかが見えな
い
い
です。ですので、こういうところは一応、方向性を出した方がよろしいのでは
思
う
のですが。

座長

ご発言なられた委員の方は、今日、ご出席でしょうか。

委員

私は、学童保育 と ひろば事業が同じ校庭を共有して進められている現場を見る機会があります。長い実績のある学童保育に比べて、数年前からスタートしたひろば事業については、働くスタッフやこどもを託す親たちの意識にもかなりの温度差があるようです。働く親たちの支援として保育園の延長で、放課後も親の帰宅時間まで預かって、保育する学童クラブに比べて、自由な参加で、放課後のこどもたちの安全な居場所としてのひろばでは、こどもたちの受けているサービスの内容にも「差」があります。

保護者としては「学校が見てくれているのだから、学童保育なみのサービスが当然」と考える人もいて、専門職でもないPTAや地域の方たちが、「見守っている」ひろば事業について区別できにくい現実があります。

いまはひろば事業の草創期ですが、全学校小学校に実施され、活動が整ってくれば、将来的には学童保育との一本化が図られるのがよいと思います。

そして学童保育の3年生までという制限も、延長されるべきだと思います。

座長

今後、学童保育とひろば事業を将来的に統合すべきかどうか、検討する視点を持っていただきたいということですか。

委員

そういう方が、やっている人たちも、すごく大事だと思うのです。次世代の中の8割以上の子どもたちがかかわることですから、人の子の全部がかかわることから。

座長

今、申しましたように、そういう視点を持っていただきたい、検討してもらいたいという感じで、文章をつくっていただければいいのではないのでしょうか。

委員

<21>番の発言は、私かもしれません。子どもが学童クラブに通っておりますが、私はその一方でPTAの役員もやっておりました。ひろば事業の立ち上げ等を見てきました。何が問題だったかというのが、現場で見ている、立ち上げ段階からあったのかもしませんが、今後もこういうケースがあるのかなと思うのですが、ひろば事業を利用している子どものお母さんたち、保護者になるのですけれども、学童と勘違いをして、学校が預かってくれているという感覚を持ってしまって、ひろば事業というのは、学校応援団のボランティア事業ですけれども、その学童のように子どもたちを預けられるものだと思っている方もいます。例えば、けがをしてしまって迎えに来てほしいとか、子どもを帰すという連絡をしても、学校が預かっているのだから、学校で面倒を見て、学校が対応してくれという、そういう意見がものすごく来ているのです。そういう利用の仕方が、ものすごく多かったので、学童クラブとひろば事業は違うのだということを、はっきりと利用している保護者の人たちもわかってもらって利用してもらわないと、今後いろいろな責任問題に発展してしまうのではないかなというふうに、私は言った記憶があります。

ですので、すみ分けというところまでは、そういうふうには全然していなかったのですけれども、こういう事業に対して、実際利用している人たちが、どういうふうに使っているのかという現状のことも、やっぱり私たちの中で把握していく必要があるのではないかなというふうに、問題提起をしたので、もし、今、この段階

ですみ分けをするかとか、そういうことではなく、私の考えでは、もっと学童との違いを出して、それで事業を進めていくということをしていく必要があるのではないかなと思います。

座長

そうすると、意見の方向が、全く反対の方向を向いているわけですね。そういうのは、今の段階で両論併記してしまった方がいいのではないかと思うのですが。今の委員のご議論は、この文章ではなくて、もっとはっきり書いた方がいいですね。＜21＞番ですか。

委員

＜21＞番だと思います。どういう問題が、課題がまだあるのかというような報告がないのは、ただこのまま、どこの学校もこういう活動を同じようにしていっていいのかなと思いました。

座長

文言としては、これだと今おっしゃった趣旨が読めないような気がするのですが。けれども。

委員

学童クラブとの違いは、はっきりしてほしい。というのは、やはり所轄が違うと思うのです。学校応援団は生涯学習課で、学童クラブは子育て支援課ですから、全く違うのです、組織の方でも。

座長

そこをはっきり書いた方がいいですか。

委員

私はそう思います。

座長

今の委員の趣旨、はっきり書いてしまっていないのですか。

委員

近くの学校なのですが、どうもボランティアの方も、恐らくひろばの方だと思うのですが、あんまり学童クラブとの違いみたいなものを、はっきりとつかまえていらっしやらない感じなのです。

むしろ私は、今のご意見と反対で、一本にした方がいいのではないかと。放課後、

どうしても家庭に帰れない、あるいは自分たちで塾だとか、いろいろな勉強に行ったりするようなことができない子どもたちというのが、当然いるわけです。そういう子どもたちの居場所をつくってやるためにも、一本化をして、もうちょっと先のことも実は考えているのですけれども、一本化した方がいいのではないかなど。

問題は、ちらっと先ほどお話があったのですけれども、よくそこはわからないのですが、費用が要るとか、要らないとかあります。それなども、どうしても出せない子どもは出してやるような形というのはできないのか。

この提案の中でも、話があちこち飛びますけれども、経済格差の問題とか学力格差の問題とかが出ていますけれども、そういったものをもっと上げてやるためにも、子どもたちの放課後をどうするかということ、考えてやるには、一本化した方がいいのではないかというのが、私の意見です。

子育て支援課長

委員のご意見についてですが、学童の所管と、学校応援団の所管が、現在、学童が子育て支援課で、応援団が生涯学習課ということで、違うのですけれども、連携を進めるという観点から、区としては、来年4月に組織を統合しようと、両方とも子育て支援課で所管をすることを考えているということをお話しさせていただきます。

委員

今、<23>番の発言は、多分、私が前回したのではないかなと思うのですが、議論の流れがわからないのですが、今後、学区と保育とひろば事業を将来的に統合していくような視点があるのかというのは、現場で私が見聞きして、いろいろな声の中に、区が学童保育をしているわけだけでも、コストがかかるので、それを将来的に半分ボランティアのようなひろば事業に統合して行って、コスト削減をするという考えがあるのではないかという声が現場の中であって、それでそうなのですかということ、私は気になって聞いただけだったと思うのです。だから、別にどうしてほしいという思いがあって言ったことではないと思うのです。

座長

先ほど別の委員から、これは自分の発言だということが。多分、同じ思い、同じテーマについて似たような感じで、ちょっと思いが違ったのかもしれない。

どういたしましょうか。

委員

併記でよろしいのではないですか。

座長

そうですね、併記でいいのではないかと思います。

ほかに、3ページまでのところでございませんか。

委員

例えば2ページの中高生の居場所づくりのところ、何も具体的なものではなく、何かこんな文章でいいのかしらと思ったりもします。高校生の居場所をどうするかというのが非常に問題が大きく、具体的なアイデアというのは、今のところ思いつかないのですが、高校生、中学生が安心して集まれる場所……。杉並区が「ゆう杉並」というすてきな場所を用意してどうぞと、もう随分早くからつくっておられるところを見ると、やっぱり練馬区もそれは考えてくださって、具体的にそういう場所を本当につくってくださるのなら、非常にいい提言になると思いますが、この文章では何も具体的にないです。

座長

この発言をされているのはどなたですか。ご自分の発言の趣旨が通っているかどうか、お読みいただければと思いますが。

本当に難しい問題で、夜遅くに高校生、中学生だと思われる若者がコンビニの前でうんこ座りをしているのを見ますと、ちょっと別のところに居場所があったらいいのにと感じます。こういう問題について、実際どうするかというのは難しいと思うのですが、担当課の回答を見ていますと、問題意識が共有されているのかな、そうではないのかなということは、それぞれ読んだ方が受け取ることができるかと思っています。

どういう方法がいいかということになると、なかなか難しい、抽象的になってしまうので、受け取り方が難しいのですが、では具体的にそれを事業にブレイクダウンしていくときには、どんな方向でものを考えているかというのは、担当課の回答を読むと見えてきますよね。そんな面では、行政、区役所の取り組み、姿勢について、ある光を投げかける発言だというふうにはいえるかもしれません。ただ、物足りないと言え、確かに物足りないです。

委員の方は覚えていらっしゃるでしょうか、これは自分のだという。

委員

これは恐らく、私は中学校のPTAから来ているのですが、これは私の前任の者がもしかしたら言ったかもしれません。なぜかという、情報交換会とか、PTAの集まりでやっているのですが、その中でこの意見が毎年出てくるものですから、そこで話が出ていたのかもしれないと予想されます。

その中で出てきているのは、児童館で遊んだりされるわけですが、中学生と小学生が同じスペースで遊ぶというのは、ちょっといろいろ危なかったりとか、遊び方が違ったり体力も違うので。それで、回答にも書いてあるとおり、これは試験的なのでしょうか、一部のところでは中学生も対象になって増えているのですが、中学生は基本的には児童館の方では、余り受け入れてもらえない。これは、公園などでボール遊びをしていますと、中学生の遊び方と小学生の遊び方が違うので、非常に一緒に遊ぶということが難しい。そこで、結果的には中学生の放課後の居場所がなくなってしまっていて、学校のグラウンドなどでも部活とかやっていて遊んだりもできないということで、居場所がないということが、一つの意見として非常によく出てきているので、恐らく、私の前任がこれを出したのではないかと予想されます。内容的には、そういうことだと思います。

座長

そうすると、担当課の方で、今の発言の趣旨を受けとめて、もう一回、回答を考えていただいた方がいいかもしれません。

ほかにはいかがでしょうか。これは、担当課の回答という部分は、例えば今の発言の趣旨を酌んで、もう一回考え直すのは可能なのですか。少し文章を加えるとか、新しい視点を少し足すとかというのは考えられますか。

子育て支援課長

この回答は、私ども子育て支援課で対応しているところでございます。児童館は基本的には午後6時までの開館ですが、それを、中高生の居場所づくり事業ということで、週二日、7時まで受け入れるということ、現在四つの児童館で行っています。

中学生までは、それで対応できるかなと思っているのですが、高校生になると率直に言うと、なかなか難しいというところがあります。ここにも書いてあるのですが、一つの児童館だけ、8時までやっているところがございますけれども、これも

1館だけ特殊なケースという取扱いをしているので、高校生についても今後の課題と認識をしています。

今、なかなか中学生を受け入れていただけないという話がございますけれども、私ども決してそういうことではなくて、受け入れをしたいということで、中高生事業を最終的には、全館でやるように取り組んでいきたいと考えております。

座長

ここでの議論は、むしろ今の中学生・高校生が居場所がないというよりも、まちで見かけていろいろたむろしている姿を見ると、やっぱり大人として心配になるということです。それに対して、行政はこんなことをやっているからご理解くださいというのではなくて、確かにそういう問題があるということを、ここは多分、皆さんどなたも共有なさるようなことではないかと思うのですが、的が外れないように解決できればいいのだと思います。例えば、問題があることを認識していますというのは書きにくいと思うのですが、このご発言は重要な意味があると思うので、現在の社会のあり方、実際行政でどのくらい取り組むのかと言えば、それは限界が随分大きいですから、ただこういう問題があるということは、これはどなたも認識なさっていることではないでしょうか。

ほかにございますか。

委員

今の問題について、高校生になると、学校が都内あちこちに分散しています。そこから夜遅く帰って来て、結局コンビニあたりにいるというのが現状なのです。だから、とても行政にというのは難しいし、中学まで遊んでいた仲間が、高校が全部違いますので、あちこちに分かれてしまって、私たちは悪がき団がなくなってほっとしているところなのですが、今の高校一年生は、本当に悪がきが多くて、全都的にひどいのです。それを何とかしたいというのが思いなのですが、これを行政だけという、また私たち町会だけというのも、とても難しい問題で、かといって、駅のところに皆を集めてしまうというのもこれも何だか強制的な、だからどういうふうにしたらいいのかというのが大きな課題で、うちの協会でも結構話には出ています。

中学生までは、今は中学を選べるようになりましたので、あちこちに散らばっています。犯罪も多地域に広がっているのです。今まで、一つの中学校で悪がき連が

いれば、大体その中学の中でおさまったのですが、それが今度はあちこちに散らばっているのです、A少年が光が丘だったら、B少年は土支田で、C少年は練馬の方で、それが一個連隊をつくってというようになっていきますので、そういうふうにして現にやっていますので、結構夜中12時ごろ出沒しています。前みたいに、中学を選べるといのはよほどいいのではないかな。まだ犯罪を抑止するのに手がつけやすいのではないかと考えます。本当に難しい問題で、どういうふうにしたらいいか。

座長

そうですね、難しい問題なので、行政がなかなか手に負える問題でもないものがたくさんあるということは重々承知で、その上なおかつこの議論としてはそういう発言があってもおかしくない、むしろある方が普通でしょうから、行政がどういう答えをするかどうかは別として、発言は発言として、大事なものとして記録したいと思います。

委員

今のご発言ありましたけれども、私は自分のことを振り返ってみると、やっぱり中学生、高校生ときは、それなりに悪いことをしました。大人から見ると。

では、不良少年になったかという、自分で自分に評価を出したらおかしいけれども、そう不良であったとは思っていないのです。だけど、大人というものは、迷惑という規律、ある程度の規範をといっ、子どもは、その過程で規範というものはあいまいなものですから、そういう意味で非常に一定の尺度で物差しを当てることは難しい。行政がこれに答えて、そういう場所をどうするか。多種多様な要求があります。行政が全部それに答えるというのは不可能です。無限の要求に対して。

ですから、子どもが例えばコンビニの前で座っている、それも邪魔になればだれかが来て「おまえたち、そんなところで」と怒られたりしかられたりして、「あれはやってはいけないのだ。」という体験的に覚えていく、体得していくものだと。私は、この過程というのは絶対必要だと思う。善悪の間で、いわゆるぶれるということですかね。それを行政的で例えば遊びのひろばを提供するといったって、これはもし文章に書いたら書けないと思う。なぜかと言ったら、文章というのは残るし、法律問題になってきますから。ですからどこまでいったって、これは建前と本音の社会ですから、そこはある程度の幅を持って表現をしていただきたい。これは人間が生きている限りの問題だと思います。

座長

ありがとうございます。そういう結論でよろしいでしょう。

ほかにかがででしょうか。あつという間に時間がたちましたので、3ページまでのところは、とりあえず一回ここでとめておきまして、次の基本目標Ⅱ、子どもと親の健康づくりというところですが、3ページの一番下から、4ページの真ん中上から基本目標Ⅲ、子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します、5ページの半ばまであります。このところで、少しお目通しいただいて、またお気づきの方から自由にご発言ください。

私から申し上げます。5ページの<45>なのですけれども、「地域の教育力を向上という施策について、もっといろいろ地域では、子どもたちをめぐって、青少年活動とか、育成活動とかいろいろやっているのに、計画本書への記載が少ない。次回ときには、それをもう少し取り上げていただきたい。」この「次回ときには」というのは、ご発言の方、どういう意味でしょうか。

委員

2行ぐらいで終わっているのです、育成活動のこと。それで、非常にほかのところが大変詳しくあるのに、青少年育成活動とか、青少年委員がやっている子どものためのさまざまな、もちろん課長さんとかはご存知だと思いますが、記載が少なかったもので、「次回」というのはよくわからない、これは26年度までですね。それはずっといくのかなと思ったのです。

座長

わかりました。そうすると、「次回ときには」の「次回」は、具体的に書くことは可能ですよね。それで、役所の担当課の方でそれは記載ができるのでしょうか。

子育て支援課長

次世代育成支援行動計画は、今回後期計画を策定させていただきまして、次回以降どうするかというのが、まだ具体的に国から示されていません。しかし、少子化対策や、次世代育成については、今後も計画的な取り組みが必要だと考えてございますので、計画については一定程度つくる必要があろうかと思っています。その中では、今、委員のご指摘の点については、十分配慮していきたいと考えております。

座長

ご指摘は、そんな点だったのですか。

委員

そうですね、事業の中身が非常に少なく、ほとんど書いていなかったのので、2行か3行だけです。

座長

これは、質問と回答がちゃんと対応するように、「次回」というのを。事務局の方で書いておいてください。新しい計画策定するとき、いろいろ書きぶりがあると思います。「次回」ではちょっとわかりません。

ほかにございますでしょうか。

副座長

多分、これは私が言ったと思うのです。3ページの<26>と、<29>と、両方私なのか、どちらかがそうなのかは、自分でわからないのですけれども、計画書に母子健診のこと、歯の健診の事業評価、事業実績しか載っていなかったのので、計画の中身をとにかく言う感じはないので、ほかの健診でも当然やっていらっやって、わざわざ歯科だけしか載っていなかったことに違和感があったので、それをお伝えしただけなので、ここに文言として改めて入ってなくても、私はいいかないと思います。

医師会の先生の方も、ほかの健診事業のことは確かおっしゃったと思うのですが、どちらかの先生のご発言かもしれません。

座長

<26>と<29>です。ほかの健診も実施しているのに、それを書かないのはおかしいのではないかという趣旨でいいのでしょうか。それはどうですか。

副座長

あまり計画の進行状態等ということではないので。

事務局

資料2の通し番号26に対応した、健康推進課の方で、乳幼児健康診断の計画を検討いたしますということで、今回、副座長ご指摘のとおり、歯科健診しか載ってなかったということで、改めまして乳幼児の健康診断の計画について、所管の方で整理し直すという意見をいただいております。

座長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、次に行ってもよろしいでしょうか。5ページの基本目標Ⅳ、子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます。それからすぐ後に基本目標Ⅴ、支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します。その次、基本目標Ⅵ、計画の着実な推進を図りますというので、7ページ最後までお願いをいたします。お目通しをいただいた上で、やはりお気づきになった点をお気づきの方から、どうぞご発言ください。特に、<67><68><69>ですか、このあたりのことについては少し協議をすることが必要かと思しますので、最後のところですが、ここは特に注意してお目通してください。お願いいたします。

委員

<68>の文章がよくわからないのですけれども。

座長

<68>経済状況が悪いので、税収入が増えるという前提でものを考えられない。子育て支援にしても、ぴよぴよにしても、今後、5年10年を考えたら、狭い広いを論じている状況ではない。

狭い、広いは施設の床面積の狭い、広いですよ。ご発言の方は、どなただったのでしょか。

事務局

これは、第2回の協議会で、この事業についてぴよぴよの広さとかというところで、ご意見がいろいろ出まして、この発言のご趣旨は、区役所というのは予算は税収で行っているものであるので、施設が大きいということを論じるのではなくて、これから先のこと、税収とか歳入のことを考えて、子育て支援というソフト的なこととお話しするべきではないかというふうに趣旨を酌んだところなのです。ハードなことだけを論じるのではないよということを、趣旨としては酌ませていただきました。

座長

<68>で既にそういう趣旨のことを議論すべきだという。

事務局

これは、税収が増えるという前提でものを考えられないこと、税収が増えるという前提で施設をあちこち建てるとか、施設の改修をするとかということは、今の状況では考えられないですねというご意見でした。

座長

そうすると、子育て支援について言えば、ぴよぴよにしても、今後、5年10年を考えたら、面積が狭いだの広いだのを論じるよりも、むしろソフトの面を考えた方がよいという発言なのではないでしょうか。

委員

どうもこれは私らしいのです、年のせいか忘れていましたけれども。これは、ハードの面というのは、要するに箱物という意味合いです。ですから、いわゆる箱物で教育というものは、それも必要ですけれども、そういうバックボーンを失われつつあるので、今後はもっとしつけ的な、いわゆる精神面も含めて、そういう意味でのハードからソフトとご理解いただければありがたい。

座長

これは、担当課の回答と見合っているのでしょうか。もし今のご趣旨だとすると、担当課の回答と違うことになるのでは。

事務局

こちらの<67><68><69>につきましては、担当課としては回答ができないので、協議会の方で協議いただければと資料でまとめさせていただきました。

委員

昔からのことわざで、「家貧しくて孝子顕る」という言葉があります。これからは、だからそんなに物がなくなっても、子どもはちゃんとしつけをすれば育つと、こういうふうにご理解いただければありがたいと思うのですが。

座長

この担当課の回答に、もう一回お聞きしたいのですが、我々がここで議論するのは、推進協議会の区長への意見として提起をお願いしますと言われてしまうと、どんなお作法で発言すればいいですかという話になるので。これは推進協議会からこういう意見がありましたので、区長答えてくださいというふうに、率直に上げてしまうほうが、失礼ではないかという気がしますが。担当課では答えられませんので、区長からのご返事をお待ち申し上げますみたいな。これはちょっとまずいのではないですか、この回答の書き方は。

事務局

申しわけありません。こちらの方は、もしよろしければ協議会の方で、ご意見と

ということで、意見を論じられましたけれども、区長への意見としてはお出ししないという方向でおまとめいただければと思いますけれども。

座長

そうしたら先に、せっかく今、出ましたので、<67><68><69>について、お目通しいただけますでしょうか。まずその検討を先にしたいと思います。

<67>なのですが、ハード面の税金を注ぐことばかり議論するのではなく、もう少し我々は大所高所から必要なところを指摘することも必要なのではないかというので、協議会自身に対する、自分たち自身に対する発言というふうになってしまっております。この発言はふさわしくないと思いますので、発言の趣旨を酌んで、もう一回文章をかえるか、もしくはこれを削除してしまうかということになるかと思いますが。これも多分、こんなつもりで発言したのではないとおっしゃるかもしれませんが。お心当たりのある委員の方はいらっしゃいませんか。

委員

私の発言したことでしょう、どこか記録が残っているでしょう。

事務局

すみません、今日は個名を書きました議事録を持って来なかったもので、申しわけございません。委員ということで、全部入っております。

委員

では申し上げますけれども、これは、要するに区に対する提言でなく、ここの議論のたたき台というふうにお考えいただいて結構です。

座長

そういう意味では、特にここで文章を載せておく必要はございませんね、わかりました。

私としての提案ですけれども、<67>は、ここに載せる必要はないのではないかと思いますので、ここは我々自身の間でこういうことがありましたというので、それぞれ各自メモを取り合っていて、文章としては載せないということにしたいと思います。

それから<68>はいかがでしょうか。今、委員からご発言の趣旨のご説明がございました。この点はどのように扱いましょうか。

これも我々の胸のうちにしまって、各自それぞれ個別にメモということによろし

いでしょうか。

(は い)

座長

それでは、そういう扱いにさせていただきます。

<69>ですが、3月11日の大震災に対して、子どもの安心と健康を考えることに関係した何かを考えたい。計画の一つでも二つでも挙げられるとよい。

ご発言なさいました委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

委員

これは前回提起をさせていただいたのですが、私もそのときは特に具体的に何かを言っていたわけではありません。ただ、当初この計画を立てたときには想定し得なかったことが実際、今、あります。例えば、基本目標Ⅲの子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備するという中に、今、非常に問題になっている学校給食での放射線、放射能の測定の仕方だとか、それから、校庭での放射能の測定だとか、そういったことが、今練馬区の方でも測定をした結果をホームページで挙げていらっしゃるのですけれども、私たち全体に対する講評、速報、そういった情報の公開の仕方までは、まだされていらっしゃいません。また、学校給食でのお米の取扱いのことでも、学校によっていろいろなばらつきがある等々、いろいろな不安材料がある中で、どういうふうに私たちに情報が届くかということ、今のところ何もありません。ですから、これを組織だって事業の中に一つでも入れていただきたいというのが、私の思いなのですけれども。

座長

3月11日以降ということを見ると、こういう委員会でこういう発言が出ない方がむしろ不自然かもしれないです。この点はいかがですか。こういう形で、計画の一つでも二つでも事業として挙げていかれるといいと思うという発言があったときに、区長への意見として別に出してくれという回答でない回答の仕方はできませんか。

児童青少年部長

次世代育成支援行動計画の中に、どういう面を切り取って入れていくかという話だと思うのですけれども、一つは、今、区は、地域防災計画を大幅に見直そうということでやっていますので、その中でこういう若者に対する計画が、そこにどう盛

り込まれるかという面もあるのかと思うのです。

放射能は放射能でまた別個の会議体を私どもも設けて、それに対して区としてどうやって取り組むのかというのをまとめているのです。例えば、給食と言えば、学校給食と保育園の給食がありますけれども、その食材への放射能の対応をどうするかとか、そういうのは別個の部分で議論をしていて、それをこういう次世代育成計画の中にどうやって取り込むかという面があると思うのです。だから、別個にやるのか、そういう幾つかのものが次世代育成計画の中に、この大震災を踏まえて、取り込んだ方がいいのかという、こういう議論になるのかなと思っています。

座長

今、おっしゃったことをここに書いていただく、簡潔にまとめて、今後、参考の回答として解決をするということで、そういうふうに十分にできるのではないかなと思うのですけれども、まずいのですか

事務局

大丈夫です。

座長

3月11日に触れるのは当然だと思いますので、これはここにに入れていただいて、回答の方は役所で工夫していただく、そんな扱いをお願いします。それによろしいですね、3月11日のことがあって、何もここで議論が出なかったというのは、かえって不自然な感じがします。

いかがでしょうか。それでは、ほかの<66>までのところ、最後残っておりますけれども、お目通しください。自由に、ご発言のある方はご発言ください。

委員

5ページの<49>なのですが、「児童虐待を未然に防ぐことは非常に重要で、お母さんの生き方を支援していくという視点によって」というのは、わかるのですが、「自分の人生に展望があるということを広く一般に言っていかなければならない」ということが、わかりづらいように思うのです。どういうことを言いたいのが、もう少しはっきりするといいのではないかなと思いました。

座長

これはどなたのご発言でしょうか。何となく、私ではないかという気がするのです。私自身はこう思っています。子育て支援は、母親役割に支援ということではな

くて、そこに限定されてしまうと、どうしても私の人生はどうなるのかなという不安を持ちかねないと思う、今の時代では。お母さんの生き方の支援というそういう広い視点に立つことが必要ではないかと思っております。

ですので、児童虐待を未然に防ぐことは、非常に重要で、そのためには子育て支援のあり方を母親役割の支援という狭い視点に限るのではなくて、母親の生き方の支援をしていくという視点にたつのが大事ではないかと、そんな趣旨です。

委員

それだったらよくわかります。

座長

そんなふう書いてあるのです。すみません、口頭の発言が下手くそで。だれが言ったんだろうと思って、自分が考えたことに言葉が似ていたものですから。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

委員

<48>の「子どもの精神をいかに守り、子どもたちの将来に対して、それが影響を与えないようにするために」。どういうことを言っているのですか。

座長

<48>のご発言の趣旨は、ご発言なさった委員はいらっしゃいますか。事務局等でこの発言の趣旨を。

委員

私がいらないのは、「子どもの精神をいかに守り」というのは、要するに、真っ白にしておいて、白も黒も黄色も染めてはだめだということなのではないでしょうか。

座長

虐待されている子どもの心ではないかな。

委員

「精神をいかに守り」というのはどういうことですか。何から精神を守るのですか。

座長

これはどなたか、発言の趣旨を覚えていらっしゃる方いらっしゃいますか。こんな発言だったということ。

委員

自分ではないのでわからないのですけれども、多分、虐待を受けたことによって、子どもが非常に心を傷つけられますよね。それを子どもの将来に対しては、それが影響してこないように、そこをフォローするというのですか、その傷を。そういうことをおっしゃりたいのではないかなと思うのですが。

座長

そうですね、ここは児童虐待防止対策のところですね。

委員

多分そうではないかなと、私はそんなふうに取り取れましたが。

座長

そうですね、そういうことですね、よろしいでしょうか。そうすると、答えはそれで対応しているのかな。

ちょっと誤解が生じかねないので、<47>だと虐待防止というところだと入っていますし、<49>も「児童虐待を」と入っていますので、虐待を受けた子どもについてはとか、そういうことを入れた方がよさそうですね。事務局の方で修文をお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

副座長

5 ページ<40>は、ちょっと趣旨が、私が出来なくて記憶があいまいなので、もしどなたかご自分のご意見だという方がいれば、ここを説明を受けられればと思うのですけれども。

特別支援学級の教師は、障害対応の専門職ではないので、求めているものが違うと感じるというのは。

委員

別の委員がご家族のことをおっしゃったときに、自閉症のような適応障害があるというようなことだったと思います。今、特別支援学校というのは、大体肢体不自由児と知的障害と盲聾です。大体知的障害の方に行きますと、先生方も今のところ、盲聾と肢体不自由と知的障害の教育を受けて来ておりますので、適応できないことが多いのです。今、自閉症とか、機能障害の子の先生方も随分育っていますので、そういう特別の学級をつくることも、支援学校にあるのですけれども、そういうものが、結局これがよくわからない。知的障害だけをやってきている方は自閉症がわ

かりませんし、そういう細分化されたことで、ということだったと思います。

副座長

ご本人がいらっしゃらないので、もうちょっと表現を追加した方が、何を求めているか明確になりますので、事務局の方でご修正いただいてもいいでしょうか。

座長

多分答えの方も変えないといけないかもしれません。答えの方もよく見ておいてください。障害など特別支援学級の生徒は、非常に多様になっているので、教師の対応が難しくなっているという書き方なのではないでしょうか。それで、十分な対応ができていないのではないかと、非常に不安を感じる。

それに対して答えが、免許法では確かに特別支援に関する専門の免許を保有していない教員もいますが、求めているものは子どもの健やかな成長であり、方向性は同一です。官僚の作文という感じですが、もうちょっと何か。

委員

私、二回ほど続けてお休みしてしまったものですから。前回、前々回とお休みしてしまったもので、この経過がよくわからないのですけれども、この問題は特別支援の問題です。非いじめの子どもも入っているということですね、この特別支援の中に。そのほかに、肢体不自由であるとか、知的障害、高度発達障害から自閉から、全部一緒はとても無理な話です。これはぜひ改善していただかないと、それぞれの対応が全く違いますので、これは強くももっともっていくべきではないかと思います。

今年も幼稚園の募集があったのですけれども、ますます自閉傾向の子どものパーセンテージが上がっていますから、以前、大体6%と言われていたのが、もう少し上がってきているような気がします。出現率が増えているのだらうと思いますので、今、肢体不自由児よりもずっと多いですから、自閉傾向の方が。これは改善の余地があると思います。

座長

事務局は手間ですけれども、多分<40>のまとめで質問を言って、担当課がこういう答えを出してきたと思うのですけれども、もし、質問の趣旨が今のような話だとすると、恐らく方向性は同一ですという答えになってしまうと、多様化している問題を全然認識していないのではないのかという話になってしまうので、もう一回、ここの発言と答えを修文するような形で作り直していただけないでしょうか。

児童青少年部長

この意見は、テープを起こして、話し言葉から落としているので、例えば、文章に書いてくださいと言えば、皆さん、論理的に文章をつくるのですけれども、どうしても話し言葉なので、言葉が相当抜けながら、ここに書かれていると思うので、若干今のお話を聞いた意見をということで作って、回答をつくります。

座長

そうしてください。ほかにもあるかもしれないので、ちょっとじっくり見ないといけないのですけれども、<40>の場合には、「特別支援学級に通う子どもも非常に多様化しているので」という、それに対してきちんと対応する必要があるというそんな議論です。

事務局

座長、すみません、今、委員がおっしゃったご意見も含めまして、4ページからの特別支援学級の設置の欄に、追加のご意見で加えていいのかご確認させていただいたのが一点と、資料2に関しまして、今までの協議会の中でご発言いただいた内容について、各課の対応現状はこうですというご説明ですので、ご発言に対しての現状の説明の資料として扱わせていただきたく、区長への意見ということではまとめという形だけが成文化されますので、よろしくお願ひしたいのですが。

座長

それはそれで了解しておりますけれども、例えば今のご発言は、<40>をそのときに発言に文章を変えてそのまま入れていただければいいのではないかと思います。多分同じことだと思います。

事務局

わかりました。

座長

この点は、担当課に一回まわしていただいた方がいいですね。この趣旨ではなかった、こういう趣旨だったのだということで、恐れ入りますがそこまでお願いいたします。

委員

今、委員のご発言の中で、私は非常に重要な点だと思われることを感じたのですけれども、今は自閉症の子どもが圧倒的に多くなっているというご発言が出ました。

そうだとすれば、私は専門家ではなくよくわかりませんので、それは対症療法ではなく、事前療法という方法は用意しておかなくていいのですか。

座長

自閉傾向ですよね、自閉症というふうには。

児童青少年部長

自閉症、症はシンドロームですから、行動様式、思考様式等が一定の塊を待ったもので、確定診断ではないのです。ですからそういう意味では非常に難しい。逆に言うと、治療法がわからないと言った方が正しいのです。そういう意味では、非常に広い概念で、アメリカの自閉症の診断区分を使っているぐらいですから、まだこれからのものなので、幼稚園でも学校でもそういう子に対してどうやって対応していくのか苦慮しているというようなことがあると思います。

座長

自閉症の傾向があっても、大人だって自閉症というのがあって、随分行動がかわたりするのでしょうか。

児童青少年部長

自閉症というのは、よく自閉的になってという、沈んでという、そういう症状ではないのです。ですから、大人になっても例えば、カードを見せたりとか、空間を色で分けたりとか、そうやって行動しやすいようなことはできるのですけれども、そのもとが脳から来ていますので、治るということは難しいです。

座長

自閉的な傾向のある子どもでも、自閉症ということではないですよ。

児童青少年部長

違うと思います。

副座長

多分、発達障害の専門の先生たちがだんだん増えてきているから、早期に診断がつきやすくなったのと、一般的にその問題が認知されてきたので、お母さんたちがそういう相談機関に早くに、育てにくい子どもたちと言われていた子たちの多くが発達障害圏の子どもであることは確かで、どの時期にご家族が動かれて確定診断を求められるかによってだと思いののですが、委員がご指摘されているように、発達障害圏の子どもたちがそれなりの割合で、今の仕組みの中でうまく教育や、保育の中

でサポートされていかななくてはいけない課題としては、歴然とあるのです。

いわゆる発達障害という問題になると、予防対策というのはすごく難しい。どうサポート体制を組むか、療育だとか、その子の能力をどう育ててあげるかというところが、多分支援としては充実すべきところかなと思います。

私が発言しようと思ったのは、さっきの<39><40>続きなのだなと、皆様の話を聞いていて。そうすると、<39>ではいじめや不登校の理由だけでは通級することはないのですというご回答になっているので、これはきっと、単独いじめということではなくて、発達障害圏の子たちでうまくクラスに入れていなかったりして、いろいろな集団の中で不応が起きているということが複合しているのだろうと思うのです。

もし今の意見の書き方だと、そこが伝わらないのであれば、区長にも伝わらないと思うので、表現を合わせて、<40>の意見を補足していただいたことと合わせて、<39><40>あたりをちょっと表現を変えていただいた方が趣旨は通るかなと思います。

委員

今の意見ですけれども、区から資料2が出ています。その<39><40>の質問に対して、学務課と教育相談課がちゃんと回答しておりますよね。ですから、今おっしゃっているようなことで、いろいろ生徒が対象になっているからということがまず学務課で書いてありますし、これで法律上ではこうこうと教育指導課でも書いてありますので、せっかく答えてくださっているのに、それはもうこれの答えになっているのに、また問題提起して出すのですか。非常にわからないのですけれども。実際に区でこれだけ回答しているわけです。それが、私たちからすればもうちょっと充実してほしいという意見はあるのですけれども、これだけやっているのにただやっていないのではないとか、それから、専門機関ではこうだという個々の人の質問をぶつけるというのは変ではないかと思いますが、いかがでしょう。

座長

よほど明らかな場合は、確かにそれは変なのですけれども、見たところ私はそれほど変な発言はあったとは感じないのですが。例えば、今のものと、資料2でごらんいただくといいのですけれども、<39>は発言の方は、「特別支援学校について、発達障害だったので、情緒障害の通級しか通えないが、いじめだったり、不

登校だったりという子たちの中に、発達障害児も入ってしまっていて、どうもあわない。」そういう質問ですね。これは、発達障害の子がいじめの子や不登校の子と一緒に入っていると書かれています。それで合わないという発言です。

答えの方は、「情緒障害等通級指導学級は、発達障害などの情緒障害等が原因で通級を必要としている児童・生徒が対象となっており、単にいじめや不登校といった理由だけでは通級することができません。また、指導は一律ではなく、一人ひとり個別の指導計画を作成して障害の状況等に応じた指導をしています。」

私は、正直に言うと答えの方が、発言の趣旨をちゃんと受けとめていらっしやらないような気がするのです。違いますか。照らし合わせて見るとそうではないですか。

児童青少年部長

私ども意見が出たものを、各所管に回答というのか、今現在の考え方を求めたのです。今度、この委員会で区長に意見を上げたときに、区長としては、こういう意見がある、実際は区長が見たら、こういう意見を委員会からもらったけれども、この部分について所管はどうやって考えているのか、区長は区長でまた確認するのです。そういう中で、委員会に出た意見に基づいて今の施策体系なり考え方を変えるべきではないか、こういう働きをしてくるのです。ですから、そういう意味では、ここはあくまでも、当然私どもは区長の意を受けて仕事しているのですけれども、皆さんから出た意見に対して今、所管している所管課はこういう思いとか、こういう考えでやっていますと受けとめていただければ結構です。それを基に今度区長に意見を出したら、区長は区長で、今度は区長としてそれぞれのこの委員会に対する意見に対して、所管がどう考えているのか、区長としてはこの方向でやるべきだ、こういうふうになるのではないかなと思っています。

座長

事実誤認とか、それはまずいのですけれども、例えばこの場合だと、いじめだったり、不登校だったりということの中に、発達障害児も入っていて、それを一緒に特別支援学級にしてしまうのはまずいのではないですかという意見ですので、これはいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。別々ですよということでしたら、それは事実誤認ですから、取り下げないといけないのですけれども、ほかにいかがでしょうか。

それでは、とりあえずのところ一通り見てまいりました。少し最初のページのところはご検討いただくところが少なかったのかもしれませんが。全体をもう一度眺めていただいて、それでまたおありの方はどうぞ発言をなさってください。5分か10分時間を設けたいと思います。

副座長

1 ページ目の<5>が、子ども家庭支援センターの整備で、今後5年間で1か所つくるという数は少ないというふうにご意見が出ている。多分、議論の中では、子ども家庭支援センターはこういう機能があって、すごく重要でということが前段にあって、それで数が少ないという話になっているのではないかなと思うのです。これは単に数だけの話になってしまうので、ここでもう一度この議論の趣旨をご説明いただいてもいいですし、ちょっと後ろの方で、虐待対応のところ、子ども家庭支援センターの役割のことが触れてあるので、子ども家庭支援センターの位置づけの重要さと、数としても充実を求めていきたいということを述べた方がいいのかなと思います。

それから、4 ページのところ、今も出てきた特別支援学級あたりのことですが、<38>これがⅢ-1-10教育相談のところに入っている意見が、教育相談所が少なく、遠い人はなかなか行きづらいということと、その後段の意見が専門的なアドバイスが欲しいのに、何となくお話をして終わってしまうので、どういう方針でどういうことを求められていて、何をすることを約束できるのかというような具体的に示していただけるとよいと、個別の相談事例の中の相談技術的なことになっていて、このように多分おっしゃって、感想をお持ちのケースの方はもちろんいらっしゃるであろうし、一方で、とてもサポートを受けたとっていらっしゃる方の中にはいらっしゃるのだと思うので、先ほどの特別支援校の学校の担当の先生方のことを含め、多分発達障害児のお子さんのいろいろな教育場面での相談支援に、そこに携わる方々の支援技術だとか、人材の育成が必要だということが後ろにもしかしたらあるのかなと。もし、皆さんがご同意いただければ、そういう表記でここを人材育成とか、そういう先生方の研修体制を整備するとか、相談者たちのネットワークを、とにかく人材育成のこととしても取り上げるのかよいかなど、全体を見て思いました。その辺を皆さんにお諮りができればと思います。

座長

いかがでしょうか。私は異存はないのですが、そのようにパラフレーズして、発言の項目を一つ新しく立てるなり、充実させるなりという方向でよろしいですか。

(は い)

皆さん、いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、私の方から一つだけお諮りしたいのですけれども、文章が全体に体言どめになったり、話し言葉を起こしたという感じのところがございます。場合によっては、書き言葉ふうに修文した方がいいのではないかなというところも間々見受けられます。そういったところは、一度、私も合わせて目を通していただくような形で、次回は少し表現の形を改めてオンテーブルしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(は い)

そのようにさせていただきます。

ほかにご意見がおありでありませんでしたらば、今日はちょっと予定の時間よりも早いのですけれども、次回の予定について等、事務局に一回バトンをお渡ししようかと思えます。よろしいでしょうか。

次回のテーマは、今日ご検討いただいた意見のまとめ、たたき台を改めてもう一回ブラッシュアップして、もう一回オンテーブルされます。そしてそれをもう一回たたいていただくという、最後の確認作業のようなこととなります。ただ、今日かなり意見も出ておりますので、ただ単に了承ということにならないと思えますので、やはりご議論をちょうだいしなければならないと思えます。

委員

そのとき欠席した場合はどうなるのですか。

事務局

事務局から手順だけ説明させていただきます。本日のたたき台を、先ほど座長が書き言葉への校正など手を入れるというご発言がございましたが、そのことを含めまして、議事録を反映させて、たたき台をまず、このまとめの案ということでつくらせていただいて、次回の会議前に各委員にお送りいたします。

そして、この案を次回の会議で区長への意見として最終的にはまとめていただきたいと思えますが、そのときやはり本日のようにいろいろなご意見が出ますので、

そのご意見を含めて、意見の案に盛り込ませていただき、最終のまとめにつきましては、できれば座長にご一任いただければというふうに、お願いしたいと思っております。それで先ほどまとめの案を、事前に各委員にお送りするということでしたので、欠席の場合は、その案についてご意見を事務局にお寄せいただきたいと思います。

座長

それでは、今日は予定の時間より随分早く、効率よく進行いたしましたのですが、何かございますでしょうか。それでは、会議としてはこれでおしまいにしようと思います。今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。